

南斎場 利用状況（令和7年度）

令和7年11月30日現在

月	区分	南部広域市町村圏事務組合圏内																		南部広域市町村圏外																		合計				
		関係市町						その他圏内												中部地区						北部地区						宮古島						八重山		合計		
		糸見市	豊南市	南風原町	八重瀬町	那霸市	浦添市	久米島町	粟国村	渡名喜村	座間味村	渡嘉敷村	南大東村	北大東村	宣野原町	西中城村	中北谷町	北嘉手納町	中城村	北谷村	嘉手納村	読谷村	沖縄市	うるま市	恩納村	金武町	宜野座村	名護市	本部町	今帰仁村	大宜味村	東頭村	国江村	伊是名村	伊平屋村	宮古島市	多良間村	石垣市	竹富町	与那国町		
死体	満12歳以上	55	41	29	29	25	19	17	3	3	1	1		1	40	20	5	4	1	11	1																3	1		5	315	
	満12歳未満	1	1																																						2	
死産児		1	1					1												1																				5		
4	改葬遺骨	1	1	1	2	1														3																			1	10		
	肢体				1																																			3		
死体	満12歳以上	58	33	41	29	37	9	7	2	1					1	27	15	13	1	2	12	1															1	1		291		
	満12歳未満	1																			1																		2			
死産児		1	1																	1																			4			
5	改葬遺骨																																							4		
	肢体																																							1		
死体	満12歳以上	48	39	57	29	29	12	12	3	2	1	1			1	36	13	5	5		5	1	1													1	1		4	306		
	満12歳未満	1	1						1																														3			
死産児		1	2	1	2															1																			9			
6	改葬遺骨																																							1		
	肢体																																							1		
死体	満12歳以上	59	50	32	36	25	17	21	4							48	18	10	1		7	1														2		3	334			
	満12歳未満	2																																						2		
死産児			2																	1																		1	4			
7	改葬遺骨			1	1															2																		4				
	肢体																																							4		
死体	満12歳以上	58	42	41	29	21	13	35	3	1					1	51	22	4	1		10	2	1												1	1	2	1	1	1	6	349
	満12歳未満	1															1																					1	3			
死産児		1	1	2												3	1																					1	9			
8	改葬遺骨		2	3																																			6			
	肢体																																							3		
死体	満12歳以上	51	39	42	26	22	20	9	1	1					1	34	19	3	4		5														2	1	4	285				
	満12歳未満																																							4		
死産児		3																																						7		
9	改葬遺骨		5	1																																			1	3		
	肢体			1																																			3			
死体	満12歳以上	60	38	33	29	30	17	13	1				</td																													